

## 平成31年度予算編成方針について

### 1 経済状況と国の動向

国では、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、基礎的収支（プライムリー・バランス。以下「PB」という。）の黒字化の目標達成時期を先送りしたが、PB黒字化を目指すという目標を堅持し、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針のもと、引き続き「デフレ脱却・経済再生」「歳出改革」「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大するとしている。

地方行財政については、地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方の実情を踏まえて補助金の自由度を高めるほか、地方交付税について改革努力等に応じた配分を強化しており、業務改革の取り組み等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映するなど、取り組みの成果の実現具合に応じた算定へのシフトを進めている。

また、平成31年度の概算要求に当たっての基本方針の中で、地方交付税等については、基礎的財政収支対象経費のうち年金・医療等及び復興対策に係る経費を除いた経費は、前年度当初予算額の100分の90の範囲内で要求することとされていることに注視する必要がある。

今後、国から公表される平成31年度の地方財政収支見通し及び地方財政計画においても、地方財政にとって引き続き厳しい状況となることが予想されるため、国の動向を注視し情報収集に努める必要がある。

### 2 本町の財政状況

本町の平成29年度決算状況を見ると、歳入の根幹である町税が減額となっている。人口減少に伴う生産年齢人口の減少により、町民税は10年前に比べ、約1億2,600万円、率にして17.4%と大きく減少しており、この傾向は今後さらに継続するものと推測される。また、地方交付税についても、平成31年度の国の概算要求で総額734億円（0.5%）の減額が示されており、さらに、ゴルフ場利用税の廃止も議論されており、歳入の確保は、引き続き厳しい状況が見込まれる。

一方で、歳出では、義務的経費のうち、高齢化に伴う医療、介護等による社会保障費のほか公債費が増加している。

また、老朽化した公共施設等の維持管理費や委託料等の物件費は横ばいとなっており、平成29年度の経常収支比率は88.1%となり前年度対比で0.7ポイント増加し、財政構造の硬直化が一層懸念されるところである。

その他の指標については、実質公債費比率は3.0%となり前年度対比0.2ポイントの減、将来負担比率も5.8%で前年度対比3.7ポイントの減と、ともに改善したところである。しかしながら、平成30年度の越生駅東口開設事業などの大規模な公共工事に伴う起債により、今後、公債費の増加が見込まれるため、計画的・効率的な財政運営の強化に努める必要がある。

### **3 平成31年度予算編成方針**

#### **第1 総論**

平成31年度予算編成に当たっては、第5次越生町長期総合計画のまちづくりの基本理念を踏まえ、平成28年度に策定した「越生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた基本目標を着実に推進するため、自主財源の確保を強化し、より一層の創意工夫を図り、限られた財源の有効的な活用に向け、全庁を挙げて組織的・横断的に予算編成に取り組むことが重要である。

そのためには、全ての職員が現在の厳しい財政状況について十分理解したうえで、これまでの事務事業における成果及び課題を徹底的に検証することが求められる。

現在実施している事業の必要性、優先度、内容等を改めて精査し、さらなる経費縮減を図り、持続可能な財政基盤の確保に取り組むものとする。

#### **第2 予算編成の基本的な考え**

平成31年度予算編成に当たっては、高齢化に伴う医療、介護等の社会保障費、老朽化した公共施設等の維持管理費の増加が見込まれるほか、人口減少問題への取り組みとしての定住促進、福祉・子育て支援や教育環境の充実、地方経済の活性化を図るため、観光・商工事業や農林業の支援強化など、各種重要課題への対応が求められている。

投資的事業では、安全安心なまちづくりを進めるため、防災行政無線デジタル化工事などの大型公共工事が予定されている。

また、来年10月から消費税率10%への引き上げが行われ、歳出の増加が見込まれるところである。

これら高度・多様化する行政需要に的確に対応するためには、限られた財源

を効率的かつ効果的に活用し、前例踏襲からの脱却による事務事業の見直しが必要であり、それぞれの事業・施策がどのような政策目標の達成のために予算化されたものかを再確認するとともに、目標達成のために最小の経費で最大の効果を上げられるようゼロベースで検討することとする。

また、執行方法や執行体制を含めた積極的な事業の見直しを行うほか、創意工夫を念頭に、各課（局）内で十分議論を尽くしたうえで予算編成に取り組むものとする。

### 第3 予算編成に関する基本的事項

- (1) 当初予算は、原則として通年予算を編成するものとし、年間を通して予測されるすべての収入・支出を確実に見込むこと。年度途中の補正は制度の改正に伴うもの及び災害関連経費等、緊急性を求められるもの以外は原則として認めない。
- (2) 歳入の合理的な確保を図るとともに、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹して、創意工夫と節度ある財政運営を堅持すること。
- (3) 実施計画及び概算要求に掲げた事業のみ予算要求の対象とする。この事業以外で要求が必要なものは、十分な内容を精査したうえで、別途詳細な資料をもとに予算ヒアリングに臨むこと。
- (4) 新規事業は、真に住民福祉の充実に寄与する緊急不可欠なものとして重要施策のみに限定すること。この場合、既存の経費の組み替えや節減合理化により、必要な財源を極力捻出するとともに、後年度に過重な財政負担を招くことのないよう留意すること。
- (5) 既存の事務事業については、内容及び効果を十分検討すること。既に初期の目的を達成した事業や情勢の変化等により事業推進の必要性が薄れているものについては廃止するなど、類似事業の整理統合など徹底した見直しを図ること。
- (6) 国、県支出金を財源とする事業については、国、県の予算編成の動向や行財政改革に伴う制度改正を的確に把握し、事業効果、負担区分のあり方を十分検討して事業の選択に努めること。
- (7) 各事業については、執行計画を事前に十分検討し、年度内に確実に終了するよう特に留意すること。
- (8) 経常経費の節減、合理化についても重要課題と認識し、引き続き、更なる一般行政経費の抑制に努めること。

- (9) 議会及び監査委員からの指摘や要望事項、並びに住民からの請願、陳情、要望等については特に留意し、緊急性、必然性を十分検討したうえで対応すること。
- (10) 継続費及び債務負担行為を設定する場合については、事業の規模、年割額等を十分検討し、後年度に過重な財政負担を招くことのないよう留意すること。
- (11) 特別会計及び企業会計については、一般会計に準ずることとし、特に企業会計は「独立採算」の原則に基づき、経営的視点に立って今後の見通しについて十分な検討を行い、安易に一般会計からの繰入れに依存することのないよう、財政の健全化に努めること。